

太田市公告

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第１６条第１項及び太田市都市計画公聴会規則（平成１７年太田市規則第２０７号）第２条の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、同規則第３条第１項の規定により公告する。

令和７年７月１５日

太田市長 穂 積 昌 信

記

- １ 開催期日 令和７年８月４日（月）午後２時００分から
- ２ 開催場所 太田市役所３階大会議室
- ３ 作成しようとする都市計画の案の概要
 - （１）種類 太田都市計画地区計画（都市計画原案は、太田市都市政策部都市計画課において、令和７年７月１５日（火）から同年７月２９日（火）まで閲覧に供する（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。）

- （２）名称及び区域

名称	区域
東金井工業団地南第二地区地区計画	太田市東金井町の一部

- ４ 公述の申出及び提出期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、太田市都市政策部都市計画課に用意してある公述申出書に住所、氏名、年齢、職業及び意見の要旨を記入し、市長宛てに令和７年７月１５日（火）から同年７月２９日（火）までに下記に到着するよう提出すること（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。
〒３７３－８７１８ 太田市浜町２番３５号 太田市役所都市政策部都市計画課

- ５ 公述人の選定

公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから市長が選定し、その旨を通知する。

- ６ その他

公述の申出がない場合は、公聴会中止するものとし、その旨を、令和７年７月３０日に太田市都市政策部都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。